

## 放送法施行

朝日新聞 2月15日夕刊「あのとき それから」が、放送法を取り上げている。いま「テレビが危ない」なかで、戦後の歴史を振り返っておきたい。

今月8日、高市早苗総務相は衆院予算委員会で、放送局が政治的に公平性を欠く放送を繰り返したと、政府・総務省が判断した場合、放送法4条違反を理由に、電波停止を命じる可能性に言及した。

放送法、電波法、電波監理委員会設置法の電波3法が施行されたのは1950年6月1日。そこから戦後放送の歴史は始まった。幕開けの過程で、GHQと政府の間で激しい攻防があった。戦前、NHKには役人が詰め、放送内容によっては、放送中でも「直ちに電源を遮断すべきこと」とされていた。GHQは政府の放送への監督や介入を禁止し、民主化を進めた。「敗戦は放送の政府からの解放でもあった」と立命館大元教授の松田浩さんは指摘する。

47年、GHQは政府に占領終了後を見据えた放送法制づくりを「示唆」。この示唆はファイスナー・メモと呼ばれる。「放送の自由」「不偏不党」「政府の権

限の及ばない独立した放送監督機関の設立」などを掲げ、将来の民間放送の設立も見据えていた。48年、芦田内閣は放送法案を国会に上程。だが、法案に「厳格に真実を守る」「一部の事実又は部分を省略することによってゆがめられない」など、占領時のラジオコード同様のニュース報道規制事項があった。

GHQ法務局は、これらの事項が憲法21条（表現の自由）と「まったく相容れない」と断じた。「政府にその意志があれば、あらゆる種類の報道の真実あるいは批評を抑えることに、この条文を利用することができるであろう。この条文は、戦前の警察国家のもっていた思想統制機構を再現し、放送を権力の宣伝機関としてしまう恐れがある」と強く削除を勧告した。

2年後の50年、吉田内閣が新たに上程した放送法案が成立。報道規制事項は削除された。松田さんは「芦田内閣の法案で報道規制の条項がGHQに違憲とされていた以上、これらの規定はあるべき姿を掲げた倫理規定以外の何ものでもない」と指摘する。

法案提出時、衆院電気通信委員会で、網島毅電波監理長官もこう明言している。「第1条に、放送による表現の自由を根本原則として掲げまして、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないのでございます」



(2016年2月24日)